

離婚届の書き方と注意

黒インク又はボールペンで書いてください。
消えるボールペンで書かないでください。

1. お持ちいただくもの

- 離婚届書および添付書類
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）

2. 届書の枚数と添付書類

- 離婚届書 1枚

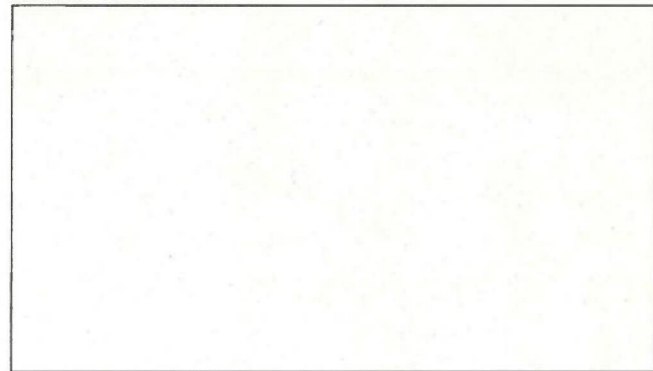
○裁判離婚の場合

- 調停離婚の場合→調停調書の謄本
- 審判離婚の場合→審判書の謄本と確定証明書
- 和解離婚の場合→和解調書の謄本
- 認諾離婚の場合→認諾調書の謄本
- 判決離婚の場合→判決書の謄本と確定証明書

3. 届出人

- 協議離婚の場合は夫と妻になります。
- 裁判離婚の場合は調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者となります。

お問い合わせは



この用紙は再生紙を使用しています

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

〇〇市(町・村)長 殿

(1) 氏名	夫 甲野太郎	妻 甲野花子
生年月日	平成元年 5月 10日	平成3年 4月 20日
住所	〇〇県〇〇市富士見 4丁目2番1号	〇〇県〇〇市富士見 1丁目2番3号
本籍	〇〇県〇〇市富士見 4丁目2番	
父母及び養父母の氏名	夫の父 甲野一郎 続き柄 長男 母 甲野良子	妻の父 乙川和夫 続き柄 二女 母 乙川恵子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	〇〇県〇〇市大字柳町125番	
同居の期間	平成28年 3月 から 令和3年 5月 まで	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯 <input type="checkbox"/> 4. 3に当てはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 甲野太郎 印	妻 甲野花子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	
証人	署名 (※押印は任意) 山川菊夫 印 丙山良雄 印 生年月日 昭和52年 5月 5日 昭和59年 6月 10日 住所 〇〇県〇〇市諏訪 3丁目15番地 〇〇県〇〇市中山 123番地 本籍 〇〇県〇〇市清水町 1054番地 〇〇県〇〇郡〇〇町 中川2丁目5番地	

現在の住民登録をしている住所を書いてください。
住所を変更するときは住民異動届の手続きが必要です。

婚姻中の本籍を書いてください。

夫と妻のそれぞれの「実父母」の氏名を書いてください。
夫が養子のとき、妻が養女のときは養親の氏名を「養父」、「養母」欄に書いてください。

婚姻のとき氏が変わった人は、次の中から選んで書いてください。
(空欄での届出はできません)
(1) 婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる
(2) 婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る
(3) 婚姻中の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る
(3)の場合は記入しないでください。離婚届とは別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。

※離婚届出時に「婚姻中の氏」を名のるか決めていない場合は、婚姻前の氏に戻ります。(1)又は(2)を選択してください。後日「婚姻中の氏」を名のると決めたとときは、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。
届出期間は離婚の日から3か月以内です。

夫婦の間に未成年(令和4年4月より18歳未満)の子がいる場合は親権者をどちらか一方に決めてから書いてください。

国勢調査の年のみ記入してください。

婚姻中の氏名で各自署名してください。(協議離婚のとき)
裁判離婚の場合は申立人又は訴提起者が署名してください。
押印は任意です。

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

離婚の事実を知っている成年者(令和4年4月より18歳以上)の署名が必要です。
押印は任意です。
協議離婚の時だけ必要です。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が定期的に、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
□まだ決めていない。
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。
取決め方法：(□公正証書 □それ以外)

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚
法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
[法テラス・サポートダイヤル] 0570-078374 [公式ホームページ] <https://www.houterasu.or.jp>

上欄については、該当する項目に☑してください。